

戸 田 市 教 育 委 員 会 会 議 録		
招 集 期 日	令 和 8 年 2 月 1 7 日 ( 火 )	
場 所	戸 田 市 役 所 教 育 委 員 室	
開 会	2 月 1 7 日 午 前 9 時 3 0 分	
閉 会	2 月 1 7 日 午 前 1 1 時 4 0 分	
教 育 長	戸 ヶ 崎 勤	
教 育 長 ・ 委 員  出 席 状 況	戸 ヶ 崎 勤	出 席
	仙 波 憲 一	出 席
	木 村 雅 文	出 席
	長 道 修	出 席
	浜 田 美 咲	出 席
説 明 員  (出席者)	川和田教育部長、梶山参事、片境次長、	
	重信教育総務課長、河西学務課長、水沼教育政策室担当課長、	
	石橋生涯学習課長、中沢生涯学習課課長	
書 記	教育総務課 中川主幹 我妻副主幹	
傍 聴 人	0名	

## 会議の経過及び結果

教育長

現在、冬季オリンピックでの日本人の活躍が連日報じられています。その話題は次回に回すこととして、本日は、そのオリンピック会場でも活用されている QR コードについてです。

先日、「QR コードの奇跡」という本を読みました。昨年、NHK の新プロジェクト X でも「QR コード誕生」と題して報道されていました。今や QR コードを知らない人はほとんどいないと思いますが、日本発であることはあまり知られていないようです。QR コード以前のバーコードは、横方向のみに意味があり、バーの幅の太さで情報を表現しています。それに対して QR コードは、縦と横の二次元に白か黒の点を配列して情報を表現しており、バーコードに比べ大容量の情報を高密度に記録できます。

携帯電話のカメラで QR コードを読み取り、Web サイトにアクセスできるようになったのは 2002 年。空港で QR コードを用いて効率的に飛行機に搭乗できるようになったのは 2006 年からです。最近では、駅ホーム上の安全性を高めるため電車に貼り付けた QR コードを駅のカメラで読み取り、ホームドアと車両ドアの開閉を行う仕組みが普及しています。いまや QR コードは、キーストーンとして通信や交通といった世界のインフラを支えています。その小さな巨人のサクセス・ストーリーは、一人の天才的経営者によるものではなく、生産現場の悲鳴に似た叫びから問題を認識し、組織的に解決する中から生まれたものです。

その誕生は、先代のバーコードの誕生に遡ります。バーコードは、トヨタ生産方式を効率的に管理するために 1970 年代に採用されました。約 3 万個の膨大な数の部品を多くのサプライヤーから仕入れ、生産ラインに運び、足らなくなれば適量を発注するなど、タスク管理や進捗管理を効果的に行うためにトヨタ自動車が開発した「かんばん方式」という生産管理方式で導入されました。それを開発したのは、ト

	<p>ヨタグループに属する株式会社デンソーです。</p> <p>1980年代に入って自動車業界各社は、消費の多様化、競争の激化、国際化に対応しようと部品や車種を多品種化しました。その結果、処理するバーコード数が膨大に増加してしまい、現場が悲鳴をあげはじめました。そこで、一次元のバーコードが持つ様々な限界から生じる課題を解決するため、新しい二次元シンボルの開発に着手します。その開発は苦難の連続でした。行き着いた結論は、ファインダパターン（切り出しシンボルとも呼ばれる）という3つのコーナーに配置される位置検出用パターンの開発でした。その開発も困難を極めました。突破口になったのは、「迷ったら考えるだけでなく手を動かす」ことでした。QRコードのQRは、「速く読める」(Quick Response)の頭文字からきています。それは、同コードの最大の訴求点が黄金比からなる切り出しシンボルで実現した「速く読める」ことだと考えていたことを示すものです。</p> <p>QRコードは、世界的拡大を視野に入れ、多くの企業や人々に広く利用してもらうため、いわゆる「標準化」に力を入れました。過去の苦い経験を参考に、デンソーはQRコードを特許の権利行使をせず、立ちはだかる様々な壁を乗り越え、無料での利用を認めるパブリックドメインとし、標準化することを宣言しました。今の言葉でいえば、オープンソース化したということです。オープンソースという用語が1998年、クリスティン・ピーターソンによって提案されたことから考えると、オープンソースの展開とほぼ同時期、あるいは先んじていた動きだったと言えるかもしれません。そして現在、QRコードは、世界の通信、交通、決済といったインフラにおける静かな画期的な革命のキー技術としての地位を占め、いまなお進化し続けています。是非ともどっ子たちにもこうしたサクセス・ストーリーを伝えていきたいと思いました。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、ただいまから、令和8年第2回戸田市教育委員会定例会を開会いたします。</p>

教 育 長	<p>前回の会議録の承認ですが、事前に会議録の内容を見ていただいております。御異議がないようでしたら承認ということでよろしいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>了承</p>
教 育 長	<p>それでは、会議録に御署名をお願いします。</p>
各 委 員	<p>署名</p>
教 育 長	<p>次に、秘密会となる案件につきましてお諮りいたします。次の案件については、個人情報、公開することにより事務の公正な執行に支障が生じる案件及び人事案件となりますので秘密会で行うこととしてよろしいかお諮りいたします。</p> <p>議案第13号 令和8年度当初の学校管理職人事（案）について</p> <p>議案第14号 令和8年度当初戸田市立小・中学校教職員の人事異動（案）について</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
教 育 長	<p>それでは議案第13号及び14号は、秘密会とすることに決定いたしました。</p>
教 育 長	<p>では、「教育委員提案」について御報告いたします。仙波委員から御提案のありました「教育委員提案①学校事務職員の役割、現状について」を、事務局より説明願います。</p>
説 明 員	<p>仙波委員から提案のありました「学校事務職員の役割、現状」について、説明いたします。</p> <p>学校における事務職員の立場について、説明いたします。平成27年の中教審において、管理職の総務・財務面で補佐する必要性が増大していることから、事務職員の職務の在り方について見直し、事務機能の強化を求められました。</p>

平成 29 年の学校教育法改正では、「事務職員は事務に従事する」から「事務をつかさどる」へと変更されました。またこの改正に伴い、文科省の通知では、「学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員の職務を見直すことにより、管理職をはじめとする教師との適切な業務の連携・分担の下、その専門性を生かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担任事項として処理することとし、より主体的・積極的に校務運営に参画することを目指すものである」と説明しております。

さらに、この度の一連の学校における働き方改革、教師を取り巻く環境整備の動きの中で、令和 6 年 8 月の中教審答申において、再び事務職員の校務運営への主体的な参画が明記されております。

次に事務職員の職務内容について御説明いたします。標準的な職務の内容は、学籍に関すること、教科書に関すること、就学援助、就学奨励に関すること、教職員の福利厚生に関すること、また、予算に関すること、施設・設備及び教具に関すること、事務全般に関すること等を担っており、本市においても学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職であり、その専門性を生かして、学校運営に参画しています。

続いて、本市の事務職員ですが、今年度は市内 18 校に計 28 名が勤務しております。小学校 27 学級、中学校 21 学級以上の小中学校には 2 名の事務職員が配当されることとなっており、今年度は戸一小・戸二小・戸東小・戸南小・戸田中・新曾中・笹目中の 7 校がこれに該当しています。その他事務の共同実施を推進するための加配として、1 名を新曾小に配置しています。

職位別の人数は右の通りとなっており、事務職員には、一定要件を満たすことや面接や論文による選考に合格することにより、昇任・昇格があります。職名としては、事務主幹、事務主査、事務主任、事務

主事とありますが、基本的に1人職となりますので、事務主幹であるから決裁を行うとか、事務主事が主に実務を行うと言うことはなく、職務内容に違いはありません。

次に本市で平成25年度から実施している事務の共同実施についてです。市内の小中学校を西部、中部、東部の3グループに分け、それぞれの地区の学校に集まり共同して事務処理や手続きの相互点検等を行っております。

学務課の職員も各地区の共同実施の場を参観し、どのような業務を行っているのか確認しています。こちらは、その中で出てきた今年度の成果です。人事異動や新採用の際にも支援が行いやすく、抵抗感・負担感を減らして事務処理を行えること。手続きの確認、相互点検が可能となり、迅速で正確な処理を行うことで、無駄な事務をなくし平準化につながる。共同処理により情報交換や先輩職員からのアドバイスの機会が増加し、本務校の業務にも生かすことができること、など、事務処理能力の強化や資質向上を図ることができております。

資質向上に関しましては、市で自ら研修を企画したり県の様々な研修に参加したりするなど、事務処理能力や正確性の向上などを図っています。

次に、今年度の事務職員の時間外在校等時間の状況です。令和6年6月の県と市の事務職員の平均の比較です。もともと事務職員については、年度当初や年度末等の繁忙期を除くと、教師と比べて時間外在校等時間は少ないのですが、事務職員自身が自らの業務について、資質の向上や業務改善に取り組み、働き方改革を推進することを自覚しています。その成果もあり、小・中学校ともに、県平均より下回っております。

なお、事務職員については、給特法が適用外のため、時間外で勤務をした場合には超過勤務手当が発生するため、毎年4月に36協定を管理職と事務職員が締結した上で勤務しております。

	<p>現状や課題のまとめです。事務職員が研修や共同実施での情報交換等を通して、資質の向上や業務改善、若手の人材育成等が進んでいます。また、財務の専門家として、学校の徴収金や予算に関して、課題をもち、工夫できることはないか相談しているという話も伺っているところです。一方、給与や手当等に関する一部の内容については、県の事務システム等を使用し、市教委を通さず県教委と直接やりとりを行う業務も有り、その業務内容の把握や支援が市教委では難しいといったものもあります。</p> <p>今後の市教委の対応として、学校事務の機能強化のため、事務職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験・地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に人事配置できるようにしています。その上で、共同実施のチームが活性化するように、チーム間の事務職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡を図ることを意識しています。また、引き続き共同実施の内容把握に努め、適切な支援ができるようにしています。</p> <p>また、昇任選考基準等に合致するものについては、積極的に推薦し、今後の事務職員のリーダーの育成を図っております。そして、服務監督の立場である学務課職員についても、県費の事務の内容についても把握ができるよう、今後、学校事務に対する専門的知識のあるものを任用し、学校事務の活性化を図っていきたいと考えております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>何か御質問等がありましたら伺います。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありがとうございました。事務職員の位置づけとして専門職であること、要するにエキスパートだということですね。だからエキスパートとしての知識も経験も身につけてほしいという認識が浸透し、教師と事務職員が連携してよりよい学校運営を行うという認識が増えてきているのが、私はとてもよいことだと思っています。</p> <p>その一方で、専門職という立場からすると労務管理、人事管理についての採用や異動、配置の権限は、県教委と市教委のどちらが持って</p>

	<p>いるのでしょうか。例えば市の一般職員として採用された後に学校へ配属される形なのか、あるいは当初から「学校事務職員」として別途募集が行われる形なのか。そのあたりの仕組みについて、御教示いただけますでしょうか。</p>
説明員	<p>基本的には県費の負担の職員であるため、教師と同様に、県が一斉に募集をして、合格した者について各市町村に配当されます。配当された職員の年齢構成等バランスをみて、市教委にて学校の配置を行います。服務監督は学校長が行います。</p>
委員	<p>現在、学校現場では DX 化が急速に進展し、スクールロイヤーの活用等をはじめとする多様な問題への適切な対処が求められています。しかし、教師が必ずしもこうした実務に精通しているとは限りません。そうした意味で、事務職員が専門職としての知識を確実に習得するための研修が必要であるとお話でしたが、現状ではまだ不足しているのではないかと感じています。</p> <p>関連して、最近報道等でも取り上げられていた事例がありました。報道等でも周知の通り、ある自治体で学校の開門時間を午前7時に早めたところ、多数職員が「児童の管理はできない」として辞職の意向を示したというような事例です。これを聞き、事務職員や校務員の業務範囲は本来どこまでなのかと、改めて整理が必要ではないかと感じました。こうした事案も含め、最終的な監督責任は校長先生にあるという理解でよいのでしょうか。</p>
説明員	<p>所属先の職員の監督責任は校長先生です。</p>
委員	<p>教職員の人事異動については、教育長をはじめ多くの方々が真剣に検討し、適切な配置を行っていると感じています。事務職員についても、教職員と同じようなレベルで人事管理がなされていると考えてよいのでしょうか。</p>
説明員	<p>県費の事務職員については、教諭や養護教諭、栄養教諭と同じように校長の権限のもとに仕事をしていただき、市内の異動については、</p>

	市教育委員会が県教育委員会に人事の内申を行い、最終的な異動の決定は県教育委員会が行います。
委員	例えば、ある中学校に配属された職員の方が市や県の別の職種に異動することもあり得るのですか。
説明員	通常の人事異動で異動することは基本的にはありませんが、個人の意向として別の職種の採用を受け直す方がいる可能性はあります。
教育長	<p>いわゆる異動ではありませんが、一般の教師と同じように管理職選考を受けることもできるため、事務職として教頭、校長になるということもあります。また、元々教員免許を持っている事務の方が、改めて試験を受けて、教諭として教壇に立つということもあります。</p> <p>一般の教師と同様に、事務職員の服務監督権者は市の教育委員会ですが、採用そのものは任命権者である県教育委員会が行っています。実際の採用状況についても関心をお持ちかと思いますが、実は事務職の採用倍率は一般の教師と比べても高い倍率で推移しております。</p>
委員	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>事務の仕事の中に「教科書に関すること」とありますが、かつては教師が担当を決めて行っていた時期もありました。現在は、ほとんどの学校で事務職員が担当しているという理解でよろしいでしょうか。</p>
説明員	はい。現在は事務職員が窓口となり、学務課の依頼の取りまとめや報告を行っています。
委員	現在は事務側で一括して担当されているのですね。配布自体は先生方が行うとしても、事務手続きを専門職が担うことで教師の負担軽減にもつながっていると感じます。
委員	事務の共同実施が導入されたことで、金銭トラブルや事務ミスも減少しているのではないのでしょうか。事務は本来「一人職」であるため、一人で完結してしまうと不正などのリスクもあります。組織でチェックし合う体制は非常に重要です。

	<p>現在、事務主幹が3名いらっしゃいますが、西部・中部・東部の各グループに1名ずつ配置されているのでしょうか。</p>
説明員	<p>各地区にバランス良く配置するのが理想ですが、人事異動の時期の関係から、事務主幹がいない地区もあります。</p>
委員	<p>事務主幹でなくとも、相応の実力を持つ主査などの職員が配置され、適正なチェック機能が働いていれば問題ないと思います。</p> <p>続いて、旅行命令の手続きについて伺います。現在はシステム化されているかと思いますが、教職員が適切に申請し、事務処理をするという協力体制は整っているのでしょうか。旅費の未払いなどは起きていないのでしょうか。</p>
説明員	<p>教師と事務職員の連携のもと、旅費の申請手続きが適切に行われており、旅費が支払われないといった事態はございません。</p>
委員	<p>そうした手続きを徹底させる学校運営のシステムづくりが非常に大切だと思います。事務職員は県による採用であるため、服務監督権者である市教育委員会を通さずに、県が直接指導を行ってしまう懸念があります。仮に県から直接的な動きがあったとしても、市教育委員会に連絡が入るよう、県側にも丁寧に伝えていただければと思います。</p>
委員	<p>働き方改革の中で教師の皆さんの事務作業も軽減していこうというお話もあったと思いますが、具体的な動きはあるのですか。</p>
説明員	<p>はい。先ほど例に挙げた教科書業務についても、以前は「教師の仕事」とされていましたが、現在は事務職員が主体的に担うケースが増えています。</p> <p>特に、平成29年の法改正により、事務職員の職務定義が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」へと変更されました。これによって事務職員も学校運営に積極的に参画していると実感しています。</p>

<p>委員</p>	<p>自分が学校に通っていた時や、親として子供を通わせている中では、事務職員の方の存在を知る機会がなかったため、今回良く知ることができました。ありがとうございます。</p> <p>事務の共同実施については、各学校の機密事項等もある中で、どのように行っているのですか。</p>
<p>説明員</p>	<p>例えば、新曽地区であれば、新曽小・新曽北小・芦原小と、新曽中が含まれますが、そのうちのどこかの学校に集まり複数の事務職員が、その学校の事務の点検を行ったり、事務処理で困っているところを教え合ったりしています。御質問いただいた、学校の事務の守秘義務については、この3地区に関しては、全ての事務職員に同地区内の学校の兼務発令をしており、同地区内の学校の事務を取り扱っているという規定にしています。</p>
<p>教育長</p>	<p>初任者や他の市町村から異動してきた方は、戸惑うことが多いと思います。共同実施することで、様々な手続きを互審するため、ミスも減り、効率的でもあると言えます。そういう面で共同実施はとてもよい取組だと思えますし、現在うまく機能していると思っています。</p>
<p>委員</p>	<p>これは戸田市だけで実施しているのですか。</p>
<p>教育長</p>	<p>全国で行われており、戸田市は長年取り入れています。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、木村委員、長道委員から御提案のありました「教育委員提案②教育相談に関する取組状況について」を事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>木村委員、長道委員から御提案のありました「教育委員提案②教育相談に関する取組状況・きゃんばすルームについて」説明いたします。</p> <p>きゃんばすルームは誰一人取り残されない教室の実現に向け、学校生活上の不安や困難を感じている生徒や不登校生徒への多様な居場所の確保による早期対応、早期支援を目的として令和6年10月に全中学校に設置されました。また、令和7年6月には、「きゃんばすサ</p>

ポーター」を配置し、学習支援を中心に受験に関する指導やオンラインでの授業の補助等を行っております。

現在、キャンパスルームは、数カ月に1回、必要な時だけ利用する生徒、月に1回から数回程度通う生徒、さらには毎日通う生徒までの学びの場となっております。個別学習以外にも、キャンパスルームからオンラインで教室の授業に参加したり、集団で学習に取り組んだりする生徒の姿も見られます。利用生徒の多くは「さわやか相談室」と「キャンパスルーム」を行き来しながら、学習する時間とさわやか相談員等と話す時間を使い分けながら生活しております。また、教室や「いっぽ」「room-K」「すてっぷ」などのその他の学びの場と併用しながら生活をしている生徒もいます。

続いて、キャンパスルームを設置したことによる効果についてです。利用している生徒にアンケートを取ったところ、全体の95%が、「たくさん来たい」「また来たい」という前向きな回答をしております。また、「来たくない」という生徒の理由についても、「教室に戻りたい」等の前向きな回答が見られました。さらに、「キャンパスルームで、相談したり、わからないことを教えてもらえたりする」という学びにつながる回答も多くあります。

利用している生徒の保護者の方からも、「同じ学年のキャンパスルームを利用する友達ができ、嬉しそうに登校できるようになった。」「登校時から教室が開いているので行く場所に迷いがなくなった。」「学校に行けるようになった」等、肯定的な回答を多くいただいております。

キャンパスルームを利用する生徒の変化について御説明します。大きな成果として挙げられるのは、中学校3年生の利用生徒全員が全日制または、通信制の高等学校に進学決定したということです。

また、各校からは、「不登校状態にあった生徒がキャンパスルームに登校するようになった」「キャンパスルームを利用しながら、教室の授

	<p>業にも参加できるようになった」「きゃんばすルームで学習のやり方を学んだことをきっかけに教室で過ごせるようになった」「きゃんばすルームで生活リズムが整い、授業や学校行事に出られるようになった」という変化についても報告がされております。</p> <p>本市では、教育相談充実構想として、資料のような体制を整えております。今後も、横の連携を密にとりながら、子供たち一人一人に寄り添った対応をしていきたいと思っております。説明は以上です。</p>
教 育 長	<p>以上で説明が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。</p>
委 員	<p>説明ありがとうございました。中学校のきゃんばすルームは、6月から本格的に動いていますが、かなりの成果が出始めていると聞きました。小学校には、ぱれっとルーム、中学校には、きゃんばすルームが設置され、多くの子供たちがそこに通えることでよい方向に向かうのではないかと思います。きゃんばすルームに入りたいという希望があった場合は、どのようにすればよいのでしょうか。</p>
説 明 員	<p>きゃんばすルームへの入級については、学校と連絡を取り合い、生徒本人および保護者との合意形成を図った上で、話を進めています。</p>
委 員	<p>戸田市は教育相談の体制が充実していることがわかりました。学校内の組織の中でうまく連携を図り、役割分担をされているのだと思うのですが、内容に応じて適切な担当者へつなぐ仕組みは整っているのでしょうか。</p>
説 明 員	<p>まずは話せる人に相談できることが大事だと思いますので、誰にでも相談できるようにすることを心がけております。その中で、例えば、さわやか相談員に話したことを必要に応じてスクールカウンセラーにつなげていくなどすることで、生徒一人一人の相談内容に寄り添っています。</p>
委 員	<p>不登校自体は増えているように聞いていますが、保護者の理解が得</p>

	<p>られないときキャンパスルームまで辿り着けないという状況があるか と思います。予算面などで調整が難しいことは承知していますが、例 えば「まずは見学に来てみませんか」と定期的にお声がけをするよ うな、専門の相談員が巡回して寄り添う仕組みがあれば、より多くの子 供たちの居場所ができるのではないのでしょうか。</p> <p>こちらの支援体制自体は非常に素晴らしいものですが、さらに一步 進んで、こちらから出向いて働きかける「アウトリーチ」の視点も重 要だと感じています。本当はキャンパスルームに行きたいという意思 があっても、家庭環境や保護者との関係で動けずにいる子もいるので はないかと思います。難しい課題ではありますが、保護者の理解を深 め、対話を重ねることで、「うちの子も少し行かせてみようかな」と前 向きな気持ちになってもらえるような取り組みが進んでいくことを 願っています。</p>
説明員	<p>学校から保護者の方への周知により、理解も徐々に広がってきてい るので利用人数も増えてきています。引き続き、これまで以上に周知 に努めてまいります。</p>
委員	<p>よろしくお願いします。</p>
教育長	<p>市の広報誌にも掲載しましたが、もっと周知してもいいのではない かということだろうと思います。広報の回数を少し多くするなど、改 めて周知について努力してまいります。</p>
委員	<p>キャンパスルームは、効果が出てきたようでよかったと思いまし た。教育相談充実構想のもと多岐にわたるサポート体制があつて素晴 らしいと前から思っていますが、たくさんの相談場所があるので、そ れぞれの役割や、事例によってどのような場所に相談にいけばよいの か、個人的に整理できていない状況です。</p> <p>最初の相談としては小学校だったらスクールカウンセラーに行っ たらいいのですか。最初の窓口を明確に教えていただきたいです。</p>

説明員	<p>まずは、担任の先生や教頭先生に相談していただくことが一番だと思っております。そうすることで、スクールカウンセラーにつないだり、教育センターにつないだりすることがスムーズにできます。</p>
委員	<p>担任の先生には相談しづらいことは、教頭先生にお話しすればいいのですね。ありがとうございます。</p>
教育長	<p>私自身の経験を振り返ると、毎年4月には「戸田市にはこうした様々な相談窓口がある」ということや、「このような悩み事等の際にはこちらに相談してほしい」といった案内を配布していました。現在はどうなっているのでしょうか。</p>
説明員	<p>多くの学校では教育相談だよりというものを配布し、相談相手を自由に選べるよう案内しています。例えば、担任の先生だけでなく、管理職や養護教諭、あるいはスクールカウンセラーなど、本人が話しやすい相手を選べる仕組みを周知していると思います。</p> <p>改めて、各家庭に適切な対応ができているか、その状況を確認し、改善を図っていきたいと思います。</p>
教育長	<p>今一度学校としても周知を徹底し、教育委員会としても相談窓口がわかるようなものを検討しましょう。</p>
説明員	<p>はい。</p>
教育長	<p>それではよろしいでしょうか。</p> <p>では、以上で教育委員提案の方を終了しまして、報告事項について申し上げていきたいと思えます。本日は「その他」を含めまして7件の報告がございます。</p> <p>① 美笹中学校改築等工事に係る基本設計について</p> <p>② 令和7年度戸田市算数・数学フェスティバルの実施について</p> <p>③ 令和7年度戸田市教育フェスティバルの実施について</p>

	<p>④ 令和7年度小・中学校児童生徒プレゼンテーション大会の実施について</p> <p>⑤ 戸田市民大学記念講演会の開催について</p> <p>⑥ 第78回優良公民館表彰について（新曽公民館）</p> <p>⑦ その他</p> <p>秘密会以外の詳細につきまして、各所属長より報告いたします。なお、御質問につきましては、すべての報告が終了したのちに伺います。</p>
<p>説明員</p>	<p>報告事項① 「美笹中学校改築等工事に係る基本設計について」報告いたします。</p> <p>美笹中学校の校舎につきましては、建築から60年以上が経過し、施設老朽化が進んでいることから、令和9年度に校舎の建替工事に着手する計画となっております。</p> <p>そのため、令和6年度は、地域、学校、行政の関係者により構成される基本計画策定委員会を設置し、戸田市立美笹中学校建替基本計画を策定いたしました。本年度は、来年度までの2か年の複数年契約で美笹中学校建替に係る設計業務を進めていますが、このたび基本設計書が完成いたしましたので、報告いたします。</p> <p>資料1ページを御覧ください。まず、基本計画では、生徒主体のアンケートをはじめ、学校運営協議会委員や学校関係者などからの意見を踏まえ、専門的な知見を取り入れ基本計画を策定いたしました。本日報告する基本設計は、基本計画に基づき、着実に建築を進めるため、計画内容を具体化したものでございます。</p> <p>それでは、基本設計の説明を進めてまいります。</p> <p>資料2ページを御覧ください。校舎全体の配置図でございます。</p> <p>配置図の、①校舎棟、②渡り廊下、③守衛室、体育器具庫は、新たに建築するものであり、A重層体育館、Bプール、C自転車置き場は、既存施設をそのまま活用いたします。配置図で、緑枠又は赤枠でお示</p>

ししておりますとおり、生徒エリアと来客エリアを明確に区分し、外部利用者が生徒エリアへ立ち入ることのないよう動線を分離しております。

資料3ページを御覧ください。各階の平面図でございます。校舎は4階建てとなり、中庭である「コミュニケーションスクエア」を中心に回廊型の廊下とすることで、校舎内の移動がしやすい構造としております。平面図に色付けをしている左下1階のコミュニケーションスクエア、各階のワークスペース、左上3階の複合特別教室が、新たな美笹中学校の特色となりますので、順に説明いたします。

資料1ページを御覧ください。1階に配置するコミュニケーションスクエアでございます。昇降口正面に設けることで、休み時間や下校時に生徒が気軽に集い、学年を超えた交流が生まれる憩いの場となるよう計画しております。

資料5ページを御覧ください。各階に配置する教室とワークスペースでございます。普通教室は、中学生の体格や学習機の今後の大型化を踏まえ、従来の縦横8mの教室から、1m拡張した8m×9mの広さとしております。

また、教室に隣接するワークスペースでは、教室との間仕切りには下左図のような多連引き戸を採用しております。これにより、必要に応じて教室とワークスペースが一体的に活用できるようにし、学習内容に応じて、個別学習やグループ学習など、生徒が自らに適した学習場所を主体的に選択できる環境を整えております。

資料6ページを御覧ください。3階に配置する複合特別教室でございます。図書室、メディアルーム、集会室、自習室などの機能を備えた多機能型教室とし、学年合同授業や集会、個別学習など、多様な学び方に対応できる環境を整えます。

資料7ページは、現時点における完成予想図でございます。色味や質感などの詳細な仕様につきましては、今後の実施設計において検討してまいります。

	<p>最後に、資料 8 ページを御覧ください。今後の予定スケジュールで ございます。設計業務につきましては、令和 8 年度の秋には周辺の小 中学校の保護者や近隣住民を対象とした説明会を実施する予定で ございます。</p> <p>工事スケジュールにつきましては、校舎改築等工事を令和 9 年度の 秋から着手し、令和 12 年度からの新校舎の供用開始を目指します。 新校舎の完成後、令和 12 年度に既存校舎の解体、令和 13 年度にグラ ウンド整備を実施し、全体工事工程は令和 13 年度までを予定して おります。報告は、以上です。</p>
<p>説明員</p>	<p>報告事項② 「令和 7 年度戸田市算数・数学フェスティバルの実施 について」報告いたします。</p> <p>令和 7 年 11 月 29 日（土）に戸田市教育センター、戸田市文化会館 にて、午前に数学コンテスト、午後に算数・数学おもしろ教室を行 いました。コンテストの対象は小学校 4 年生から上の学年で、参加者数 はそれぞれ資料のとおりです。</p> <p>コンテストはかなりの難問もありましたが、戸田東小学校 5 年生が 満点を取り、最優秀賞を獲得しました。</p> <p>参加者のアンケート結果と、当日の様子は資料にあるとおりです。 今年度も、昨年度同様、NHK の e テレで活躍されている横山明日希さ んや東京理科大学のお二人の教授に御指導いただき、とても楽しく有 意義な教室となりました。</p>
<p>説明員</p>	<p>報告事項③ 「令和 7 年度戸田市教育フェスティバルの実施につ いて」は、1 月 8 日の午後、オンラインで市内全教職員を対象に実施 しました。今年度は、文部科学省初等中等教育局教育課程課学校教育官 岩岡寛人様に御講演いただきました。</p> <p>当日は、「多様な子供たちの『深い学び』を確かなものに」と題して 御講演をいただきました。論点整理や学習指導要領の内容を踏まえ、 「深い学び」等についてお話いただきました。</p> <p>参加した先生方からとったアンケートの一部は資料にあるとおり</p>

	です。御参照ください。
説明員	<p>報告事項④ 「令和7年度小・中学校児童生徒プレゼンテーション大会の実施について」です。</p> <p>参加者は児童生徒を含め366名でした。当日はどの学校も課題を解決するサイクルを回し、深いプロジェクト型学習の成果を発表しておりました。その中でも小学校では、新校舎になり、複雑な校舎を迷わないで案内できるシステムを発表した新曽小学校の「デジタル案内システムで迷わない学校へ」が金賞を獲得しました。新曽小学校は昨年度引き続きの金賞となります。また、中学校は新曽中学校が防災の「新曽防災万博で伝える命の守り方」として、オンライン万博を開催しホームページに掲載する取組により、3年連続で金賞となりました。</p> <p>説明は以上となります。</p>
説明員	<p>報告事項⑤ 「戸田市民大学記念講演会の開催について」説明いたします。資料15ページを御覧ください。</p> <p>3月7日(土)午後2時から戸田市文化会館会議室において、「ストレス時代を生き抜く」と題し、医学博士で心療内科医であり、読売新聞連載の「人生案内」の回答者としても御活躍の海原 純子(うみはら じゅんこ)様より御講演をいただき、ストレスのサインや気持ちを前向きにしていく方法などをお話いただく予定です。</p> <p>海原様につきましては、昨年度の記念講演会の際の受講者アンケートにおきまして、以前海原様の講演会を聞かれた方から、「お話がお上手で、とてもよい講演会だったので、戸田でも是非開催していただきたい」との声もあり、今回の実施となっております。</p> <p>講演会の申し込み状況につきましては、2月16日現在で会場受講100名、オンデマンド受講64名となっております。内訳としては、30代から80代まで幅広い世代の方にお申し込みをいただいておりますが、他の講演会に比べ、特に40代から50代の方の申し込みが多くなっております。</p> <p>また、講演会の開始前には、令和7年度戸田市民大学閉講式を行い、</p>

	<p>市民大学の学長である市長から、今年度の修了者 11 名に対し、修了証を授与する予定となっております。以上で報告事項⑤の説明を終わります。</p>
説明員	<p>報告事項⑥ 「第 78 回優良公民館表彰について（新曾公民館）」説明いたします。資料 16 ページの表彰館一覧を御覧ください。</p> <p>令和 8 年 2 月 6 日に文部科学省で開催された「第 78 回優良公民館表彰」において、一昨年の中野公民館、昨年の中野公民館に引き続き、新曾公民館が優良公民館として表彰されました。</p> <p>優良公民館表彰は、公民館やその他公民館と同等の社会教育活動を行う施設のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものに対し、その功績をたたえ表彰するもので、今年度は全国から 60 館が表彰を受けました。</p> <p>続きまして、資料 19 ページから 20 ページは、新曾公民館より、『公民館で広がる探究の輪 学びと芸術の共演』というキャッチフレーズのもと、県へ提出した資料となります。県教育委員会による推薦を受け、この度の文部科学大臣表彰となったものでございます。</p> <p>今回の受賞において評価された点といたしましては、市内唯一の舞台ホールを活用し、ビッグバンドジャズオーケストラ演奏会やベビーカーコンサート、落語公演などを開催することで、質の高い芸術文化を地域に提供している点がございます。また、『子ども大学とだ』の運営をはじめ、地域の小・中・高校との積極的な連携を通じて、多世代が交流する場を創出している点も評価に繋がったと考えております。</p> <p>今回の受賞を契機として、引き続き公民館の特徴を活かして、「地域の学びの拠点」としての機能を高め、公民館活動を推進してまいります。</p> <p>以上で報告事項⑥についての説明を終わります。</p>
教育長	次に⑦ その他ですが、事務局より何かございますか。
事務局	特になし

教育長	<p>以上で、報告事項が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。</p> <p>まず1番目、美笹中の改築工事等に関する基本設計について、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>今後、子供の数が減っていくようなイメージがあるのですが、それに備えて芦原小のように将来的に何か他の施設として共用をできるような設計の工夫は入っていますか。</p>
説明員	<p>人口は減少傾向にはありますが、35人学級の開始を見据え、クラス数は現在の数とあまり変わらずに推移するものと見込んでいます。また、全市的な傾向としても特別支援学級が増えていますので、まずは学校教育の枠組みで使っていくことを想定しています。</p>
委員	<p>教室が広くなったら8m、9mとなっていますが、幅と奥行きのとどちらが9mですか。</p>
説明員	<p>幅が広がります。</p>
教育長	<p>子供の数が減っている中にありますが、来年度から国全体で中学校の35人学級が中学1年生から順次導入され、令和10年度には全学年で実施される見通しです。そのため、美笹中学校も現状と同じように教室を維持できるのではないかと考えています。</p>
教育長	<p>他にはよろしいですか。</p>
委員	<p>特になし</p>
教育長	<p>では続きまして、算数・数学フェスティバルということで何かありますでしょうか。</p> <p>今まで教育委員さんに問題を見てもらったことはありますか。</p>
委員	<p>あります。</p>
教育長	<p>そうですか。せっかくだったら、問題をお配りしたいと思います。</p>

	問題は小中一緒ですが、今回は、小学生が満点を取りました。
説明員	のちほど印刷してお持ちいたします。
教育長	では続きまして、教育フェスティバルの実施について、こちらはよろしいですか。
委員	特になし
教育長	続きまして、プレゼンテーション大会については、いかがでしょうか。動画ができあがれば皆さんにも共有したいと思っています。審査員の方からも高評価や素晴らしいという御意見をいただくことができました。
説明員	<p>これまでDVDを作成していましたが、個人情報の観点からその作成のあり方を考え直す必要があります。</p> <p>また、プレゼンで規定時間をオーバーした時の減点について、減点幅が大きいため、この大会の趣旨を考えれば、もう少し緩和してもいいのではないかと御意見をいただきました。</p>
教育長	今回は記念すべき10回ということで、他市からも見学があり、大変好評だったと思います。特にはよろしいでしょうか。
委員	特になし
教育長	それでは5番目の市民大学の記念講演会の開催についてはいかがでしょうか。機会があれば是非お聞きいただけたらと思いますが、よろしいですか。
委員	特になし
教育長	では次の優良公民館表彰はいかがでしょうか。3年連続で、大変素晴らしいと思っています。
説明員	本当に皆様のおかげで受賞できました。今後とも、私どもも頑張り、後進の育成にも励んでいきたいと思っています。よろしくお願いします。

教育長	おめでとうございます。ではよろしいですか。
教育長	<p>続きまして、議案の審議に移ります。</p> <p>「議案第12号 教師が地域クラブに従事する場合の兼職兼業について」事務局より説明いたします。</p>
説明員	<p>これまでも教師等は、許可を得て兼職兼業を行うことはできましたが、このたび、令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が新たに示されたことから、教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について、戸田市としての方針を示したいと思っております。</p> <p>このガイドラインには、「学校の教師等が希望に応じて、地域クラブ活動の指導者等として活動できるよう、認定地域クラブ活動については学校運営に支障がない限り積極的に許可を行うことが必要」「中学校の教師だけでなく、小学校の教師、事務職員など幅広いものがその希望に応じて円滑に兼職兼業を行うことができる環境を整備することが重要」「兼職兼業を行う教師については、勤務時間等の全体管理を行うなど適切な労務管理を実施」という内容が示されております。</p> <p>本市においては、教師が兼職兼業を受けるためのプロセスとして、校長の了承の上、学務課で兼職兼業の承認をすることといたします。</p> <p>申請があった場合の兼職兼業の了承についての条件（おもに勤務時間について）として、次の条件を示しました。</p> <p>校長は、申請者の「時間外在校等時間」と「地域クラブ活動における労働時間」を合算して、単月80時間以上となることが見込まれる場合には、兼職兼業を了承しないこととする。</p> <p>この単月80時間という兼職兼業の許可に係る上限時間の考え方について御説明いたします。</p> <p>兼職兼業の許可に係る国の上限時間の考え方としては、『学校の働</p>

き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について」(令和3年2月17日付文部科学省初等中等教育企画課長通知)において、「時間外在校等時間及び地域クラブでの労働時間の通算が単月100時間未満、複数月80時間以内であること」と示されております。これは、労働基準法に基づく時間外労働の上限規制(時間外労働+休日労働あわせて単月100時間未満、複数月80時間以内)と同様の考え方に則っており、厚生労働省が定める「副業・兼業のガイドライン」においても副業・兼業を行う場合も同様の規制となっているため、教師等の兼職兼業についても同様の考え方となっているためです。単月100時間未満は、労災認定になるいわゆる過労死ラインとなります。

これを受け、戸田市の上限時間の考え方について、単月100時間ではなく80時間未満とする理由は3点あげられます。

① 職責の特殊性から

教師等の職務は、児童生徒との情緒的な交流や多角的な判断を伴う「感情労働」としての側面が強く、精神的負荷が他職種より高いことが指摘されています。一般的な産業界の上限である「100時間(過労死ライン)」は、生命維持の限界点を示す数値であり、教師等が創造的かつ活力をもって子供たちと向き合うための上限としては不十分であると考えられます。

② 持続可能性の視点から

教師等の熱意や主体性を尊重し、本人の希望を最大限に叶えるためにも、過度な負担による燃え尽き(バーンアウト)は未然に防がなければなりません。運用にあたって一定のゆとり(バッファ)をもたせることは、教師等が持続可能な形で地域と学校の両輪で活躍し続けるために、必要な措置であると考えています。

③ 本市の時間外在校等時間の現状から

本市の中学校においては、令和7年度4月～12月の時間外在校等時

	<p>間が平均約 40 時間（うち、土日の勤務が約 15 時間）であります。最も多い 4 月においても平均約 49 時間であることから、国より厳しい上限であっても十分に実現可能であると考えられます。</p> <p>以上の 3 点を踏まえ、本市では暫定的に単月 80 時間未満を上限と定めていこうと考えます。</p> <p>しかしながら、この上限設定はあくまで暫定的な処置であり、教師等の心身の健康の確保のために必要なゆとりについては、今後も慎重な見極めが必要です。そのため、この上限については今後の運用の状況を踏まえ、学務課と連携しながら適宜見直しを行う予定です。</p> <p>以上の内容を踏まえ、兼職兼業の許可に関する要綱（案）を作成いたしました。御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>何か御質問等がありましたら伺います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>端的に申し上げれば、地域クラブ活動は教師が関わらずに外部団体だけで運営できれば理想的ですが、完全に地域へ委ね、外部指導者のみで運営を完結させるのは現状では容易ではありません。</p> <p>一方で、現在も部活動に熱心に取り組み、今後も継続して指導したいと希望する教師もいます。そうした意欲ある教師を、単に個人のボランティアとして放置するのではなく、制度として兼職兼業を認める仕組みを作りました。これにより、万が一の怪我や勤務条件などの面においても、一定の補償や責任の所在を明確にすることができます。</p> <p>この仕組みでは、教師は「〇〇中学校の教諭」としてではなく、兼職兼業の許可を得た一個人として指導にあたることとなります。指導を希望する教師の立場を尊重しつつ、地域展開を進めていくシステムです。</p> <p>何かございますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>休日等の時間外に兼職兼業として活動する際、万が一事故が発生した場合、その地域団体や大会の主催者が責任を負うことは明確です。</p>

	<p>しかし、状況によっては、兼職兼業をしていた該当の教師個人が責任を問われる可能性も否定できません。</p> <p>業務委託契約の内容をきちんと確認しておかなければ、その先生に責任がいつてしまいます。その大会主催者の人が責任を負うのは妥当ですが、その兼職兼業したためにその人の責任になるのは適当ではないと思っています。契約した内容をきちんと確認しないと教員を守れないのではないかと考えています。</p>
説明員	<p>雇用に関しては、その雇用条件を確認する必要があると考えています。全体的な進め方としては、適切な運営がなされているかを確認するためのガイドラインを設け、それを満たす団体を「認定地域クラブ」として、こちらから条件を提示する仕組みを想定しています。その上で、そこへ指導に行く教師がどのような責任を負うことになるのかについては、個別の契約内容において、しっかりと確認していく必要があると考えています。</p>
教育長	<p>個人の指導者にすべての責任が課せられるような仕組みにはなっていません。例えば、不可抗力によって活動中に子供が怪我をしてしまった場合、その責任は地域クラブ側の保険や補償制度によってカバーされるのが通例です。ただし、意図的な体罰など個人の行為に起因する場合は、その限りではありません。</p>
説明員	<p>基本的には別に保険は入っていただきます。今、取り組んでいる地域クラブのものも、受益者負担で既に入っています。</p> <p>認定クラブの要件についても、今地域団体の方とすり合わせをしているところです。あまり基準を高くしてしまうと、認定クラブへの加入を断念する団体が出てくる懸念があるため、スポーツ少年団などの既存の指導者認定制度も参考にしながら、バランスの取れた認定基準を作っていけるよう、外部団体とも話し合いを進めています。</p>
教育長	<p>今回はあくまでも兼職兼業に特化した話なので、今後、運用上のことが固まってきて具体的に動き出したら、改めて進捗状況を報告する</p>

	機会を作りたいと思います。
委員	学校で剣道部の部活を見ている教師が、戸田市の地域クラブにも行って、指導できるということですか。
教育長	簡単にいうとそういうことです。
委員	お好きな先生は、土日も試合等に赴くと思いますが、何か上手いかない部分が出てきてしまうような気がしてしまいます。
教育長	<p>元々の国の議論でも、働き方改革と言われている中、これ以上教師に業務を行わせるのかという声は当然出ています。一方で子供のことを考えた時に、地域だけで支えることができるかという、それだけのリソースが不足しているのも事実です。都市部になるほど昼間に子供を見てあげるような仕組みは難しく、一定程度は教師の力も借りながら進めていかざるを得ない面があると考えています。</p> <p>自校の部活動を指導しながら、地域の活動を担うとなれば、やはりそれは非常に大きな負担となります。そのため、部活動を地域クラブへ移行させ、その枠組みの中で指導に当たるなど、工夫しながら負担がないように進めていく必要があります。今後、運営の進捗について、成果と課題も含めて報告をしていければと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
教育長	質問がないようですので、議案第12号は、提案内容のとおり議決することに御異議ございませんか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしと認め、議案第12号は提案内容のとおり議決いたします。
教育長	次に次第の6、その他の次回の教育委員会日程（案）について事務局より説明をお願いします。
事務局	次回の教育委員会の日程につきましては、3月19日（木）午前9時

	30分からの開催と考えておりますが、お諮りいたします。
各委員	了承
教育長	それでは、次回の教育委員会定例会の日程は、事務局（案）のとおり決定いたします。次にその他ですが、事務局から何かございますか。
事務局	ございません。
教育長	委員の皆様から何かございますか。
委員	<p>次期指導要領改革改訂で国の方で議論が進んでいるということですが、その中で柔軟な教育課程の編成と、あと学校がそれぞれ独自に創意工夫をする、編成上の余白の創出についてということが今議論になっていると伺いました。</p> <p>今議論がどのように進んでいるのか、それに対して戸田市としてどのように取り組んでいこうとするのかについて、お聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。</p>
委員	<p>長期休業期間について、特に戸田の夏季休業日は5日間くらい他の市より短くなっている現状があります。</p> <p>最近では猛暑や教師の働き方改革等の流れで、期間を延ばしている自治体も出てきていると聞いています。一方で夏休みが短いということで、授業日が確保されて教育課程を工夫したり、特に小学校の修学旅行は、他市の休業中に混んでいない状況で実施できたりというメリットもあります。また地域や家庭、または共働き家庭の学童保育などで、学校だけでは解決できないようなことも十分あると思います。</p> <p>そうした近隣市の夏季休業状況を踏まえて、戸田市の今後の夏休みの期間をどうしていくかという方向性について聞きたいと思います。</p>
委員	DX担当設置という話がありますが、具体的にどのような部分を進めていくのか、現時点での市教委の検討事項をお話いただければと思います。

委員	<p>今年度全中学校にレーザー加工機が配置され、木材だけでなく金属や布など様々な物に印字や加工が可能と聞きました。是非見てみたいと思うのですが、最新のテクノロジーを導入しても、学校や先生がどのような学びを行えばいいかわからないと子供たちの活用もなかなか進まないと思います。教育委員会としてどのような伴走支援を考えているのか教えていただければと思います。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。次回以降の提案の中に盛り込んでいきたいと思います。</p>
教育長	<p>それでは議案第13号及び第14号を議題といたします。秘密会とすることに決定しておりますので、説明員で議案に関する職員以外は退席願います。</p>
	<p><b>【議案第13号及び第14号を議決して閉会】</b></p>

